

対象年度		令和 6年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート												
事務事業名		不法投棄等監視事業						予算事業名		不法投棄等監視事業費						
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	結城市環境監視員設置要項							
				04	02	02	11	経常経費	根拠法令							
総合計画体系		住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう						事業の区分		主要事業						
		地球環境にやさしいまちづくり														
		生活環境の保全						担当課係等		生活環境課 生活環境係						
事業期間		継続 (平成16年度～令和 8年度)														
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】								
自然環境の保全と地域住民の安全で安心な生活環境を守る。								廃棄物不法投棄等の早期発見、早期対応をするため								
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】								
・ 市民と行政が一体となり、監視活動を展開する ・ 環境監視員の任命（15名）※任期2年 ・ 不法投棄防止パトロール ・ 不法投棄防止の市民への啓発活動 ・ 不法投棄防止連絡会議の開催								市民、環境監視員、茨城県警察署、茨城県、市								
								【事業をとりまく環境の変化】 ゲリラ投棄等、の悪質な不法投棄や廃棄物の不適正な保管等が発生している。								
【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】								
・ 市民と行政が一体となり、監視活動を展開する ・ 環境監視員の任命（15名）※任期2年 ・ 不法投棄防止パトロール ・ 不法投棄防止の市民への啓発活動 ・ 不法投棄防止連絡会議の開催				・ 市民と行政が一体となり、監視活動を展開する ・ 環境監視員の任命（15名）※任期2年 ・ 不法投棄防止パトロール ・ 不法投棄防止の市民への啓発活動 ・ 不法投棄防止連絡会議の開催				・ 市民と行政が一体となり、監視活動を展開する ・ 環境監視員の任命（15名）※任期2年 ・ 不法投棄防止パトロール ・ 不法投棄防止の市民への啓発活動 ・ 不法投棄防止連絡会議の開催								
■事業費																
				R04年度		R05年度										
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0									
	県		支	出	金	0	0									
	地		方		債	0	0									
	そ		の		他	0	0									
	一		般	財	源	176	191									
歳 入 計 (千 円)				176		191										
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)				金額 (千円)		金額 (千円)									
	07 報償費				168		180									
	10 需用費				8		11									
歳 出 計 (千 円) (A)				176		191										
伸 び 率 (%)						8.52										
備 考	総合計画 78ページ 予算書 123ページ															

令和 4年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R04年度	R05年度	R06年度
活動 指標	監視活動	日	目標	250.00	250.00	250.00
	環境監視員による監視延べ日数		実績	360.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	不法投棄防止パトロール日数	日	目標	12.00	12.00	12.00
	パトロール年間日数		実績	12.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	依然として不法投棄は発生しており、早期発見により被害の拡大を防ぎ、早期解決を図るためにも必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、適正処理をするよう指導を行うのは行政の責務である。
	手段の妥当性	A 妥当である	環境監視員及び職員による監視活動を行い、不法投棄の早期発見に努めている。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	他市町村では、環境監視員に報酬を出しているところは少なく、本市でいう自治協力員等の各地区の役員に併任してもらっている市町村が多い。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	不法投棄は、その多くは私有地において発生しているが、不法投棄による地域環境への影響は大きいことから、公平性は保たれている。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	監視活動により早期発見・早期指導できた事案も多く、一定の成果は得られている。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	不法投棄は予見することができないため、継続して行う必要がある。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
依然として不法投棄は発生しており、監視を継続する必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
環境監視員及び市町村による監視活動だけでは早期発見に至らないこともあり、全市民が不法投棄に対して高い意識を持つことが何より重要であるため、啓発活動等による意識付けを行う。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
方向性の具体的内容 不法投棄及び野焼きの防止について、広報紙等を利用し周知するとともに、環境監視員だけではなく、環境衛生推進員にも不法投棄発見時の通報について協力してもらい、監視体制を充実させる。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり